



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課
◎ 告 示	
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課

規 則

長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和3年11月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第83号

長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県身体障害者福祉法施行細則（平成15年長崎県規則第13号の3）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

ふりがな		男
氏 名		女

を

「

ふりがな	
氏 名	

」に改め、同様式中「印」を削る。

様式第3号中「印」を削り、同様式中「※本人自筆の場合、押印を省略することができます。」を削る。

様式第4号中「医師氏名 印」を「医師氏名 」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「印」を削り、同様式中「※本人自筆の場合、押印を省略することができます。」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号中「印」を削り、同様式中「※本人自筆の場合、押印を省略することができます。」を削る。

様式第14号及び様式第15号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第764号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年11月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 雇用労働政策課関係						別表（第2条関係） 雇用労働政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略						1～11 略					
12	長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金	技能実習生等を受け入れる際に必要となる新型コロナウイルス感染症の水際対策に要する経費を支援し、県内事業所への円滑な外国人材受入を促進する。	補助対象者が補助目的を達成するために要する経費	10分の10以内	長崎県中小企業団体中央会						

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイックプリント
寺田宏弥